

～技能実習生のみなさまへ～

令和6年11月1日から

技能実習を行うことができなくなる「やむを得ない事情」がある場合の実習先の変え方をわかりやすくしました

1 「やむを得ない事情」をわかりやすくしました。

たとえば、次のような場合です。

- (1) 会社の人から、なぐる、おどす、ハラスメントをされている場合
- (2) 会社の人から、法律（ほうりつ）をぜんぜん守らなかった場合

- ・技能実習計画とちがう仕事をしている
- ・給料がもらえない
- ・在留カードやパスポートを取り上げられた
- ・遊びに行くこと、外に出ることや恋愛等を制限（せいげん）された
- ・まだ技能実習の期間がのこっているのに帰国させられそうになった
- ・オーバーステイの外国人が仕事をしている

- (3) 会社の人から、契約（けいやく）をぜんぜん守らなかった場合



→ くわしくはこちら ■ (OTITウェブサイト)

2 「やむを得ない事情」があった場合の実習先の変え方をわかりやすくしました。

- ・「やむを得ない事情」があった場合に、監理団体や会社の人に実習先を変えたいとつたえるためのフォームを作りました。
- ・「やむを得ない事情」があったことをつたえる時に、そのことがわかる写真（しゃしん）や録音（ろくおん）があれば、実習先を変えることがスムーズになる場合があります。



→ くわしくはこちら ■ (OTITウェブサイト)

3 新しい実習先を探している間や新しい実習先を探しても見つからなかった場合でも、出入国在留管理局で手続（てつづき）をすると、はたらける可能性があります。



→ くわしくはこちら ■ (入管庁ウェブサイト)

相談先

お困りごとは、まずは監理団体や会社の人に相談してください。

監理団体や会社の人に実習先を変えたいとつたえても新しい実習先を探してくれなかったり、監理団体や会社の人につたえるのができない理由がある場合は、外国人技能実習機構(OTIT)の地方事務所・支所に相談してください。

時間：平日 午前9：00～午後5：00

地方事務所	担当区域	所在地・電話番号
札幌事務所	北海道	〒060-0034 北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2 マルイト北4条ビル5階 ☎011-596-6445
仙台事務所	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階 ☎022-398-6126
東京事務所	栃木県、群馬県、千葉県、 埼玉県、東京都、神奈川県、 山梨県	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2 アーバンセンター神田須田町4階 ☎03-5577-5143
水戸支所	茨城県	〒310-0062 茨城県水戸市大町一丁目2番40号 朝日生命水戸ビル3階 ☎029-350-8856
長野支所	新潟県、長野県	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361番地 ナカジマ会館ビル6階 ☎026-217-3556
名古屋事務所	静岡県、岐阜県、愛知県、 三重県	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄四丁目15番32号 日建・住生ビル5階 ☎052-228-0627
富山支所	富山県、石川県、福井県	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル12階 ☎076-471-8564
大阪事務所	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号 大阪朝日生命館3階 ☎06-6210-3352
広島事務所	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-0051 広島県広島市中区大手町三丁目1番9号 広島鯉城通りビル3階 ☎082-207-3029
高松事務所	徳島県、香川県	〒760-0023 香川県高松市寿町二丁目2番10号 高松寿町プライムビル7階 ☎087-802-5850
松山支所	愛媛県、高知県	〒790-0003 愛媛県松山市三番町七丁目1番地21 シブラルタ生命松山ビル2階 ☎089-909-4110
福岡事務所	福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、沖縄県	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1番1号 日刊工業新聞社西部支社ビル7階 ☎092-710-4083
熊本支所	熊本県、宮崎県、鹿児島県	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1番7号 MY熊本ビル2階 ☎096-223-5372

・出入国在留管理局での手続については、入管庁に相談してください。

外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904

時間：平日 午前8：30～午後5：15

